

小中学校英語指導助手派遣業務事業者プロポーザル実施要領

- 1 件 名 小中学校英語指導助手派遣業務
- 2 目 的 英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解教育に役立てるための質の高いプログラムを有し、児童生徒に対し質の高い指導ができる外国人講師が在籍するとともに、講師への指導・管理体制を整えている業者を選定すること。
- 3 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 提案上限額 金 31,955,000円／年（消費税相当額を含む）
※上限金額を超えての提案は無効とする
- 6 事業者への周知 市ホームページによる公表
- 7 業者選定スケジュール

内 容	期 日
事業公示・実施要領の提示	令和7年7月 1日（火）
質疑書の提出期限	令和7年7月 7日（月）午後5時まで
質疑書に対する回答	令和7年7月11日（金）午後1時から
企画提案参加意思確認書の提出期限	令和7年7月16日（水）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月23日（水）午後5時まで
書類審査	令和7年7月29日（火）
書類審査結果通知	令和7年8月 4日（月）
ヒアリング審査	令和7年8月27日（水）時間未定
選定結果通知	令和7年8月29日（金）

8 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）令和6・7年度の豊明市入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該委託業務の公募の日から落札者決定の日までの間に、国又は愛知県内の地方公共団体において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。

- (3) 当該派遣業務の公募の日から落札者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）及び豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（豊明市長、豊明市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長の間で平成24年12月25日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者、又は再生手続開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。
- (5) 本社または支社の所在地が県内にあり、過去5年以内に全国で英語指導助手派遣業務実績があること。

9 質疑応答

本案件の業務内容等に関して不明な点がある場合は、次のとおり提出すること。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる業務実施候補者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

- (1) 提出物 質疑書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年7月7日(月) 午後5時まで
 （郵送・FAX・電子メール可。ただし、必着のこと。）
- (3) 提出先 豊明市教育委員会学校教育課
- (4) 回答日 令和7年7月11日(金) 午後1時から
- (5) 回答方法 全社の全ての質問事項の回答は、市ホームページへ公表する。

10 参加意思の確認

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり企画提案参加意思確認書を提出すること。

- (1) 提出物 企画提案参加意思確認書（様式2） 1部
- (2) 提出期限 令和7年7月16日(水) 午後5時まで
 （郵送可。ただし、必着のこと。）
- (3) 提出先 豊明市教育委員会学校教育課

1 1 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

表紙として企画提案書(様式3)を使用すること。また、冊子状のものとし、A4サイズ10枚以内(表紙は含めないものとする。また、両面印刷は可とする。)で次の事項を記述すること。

(ア) 会社の概要(経営基本理念を含む)について

(イ) 業務内容と実績について

(ウ) 講師の採用(基準、条件、方法、体制等)について

(エ) 講師の研修(内容、方法、体制等)について

(オ) 教育プログラムの有無について

(カ) 管理体制(労務管理、連絡・相談体制、業務マニュアル、勤務評価、個人情報保護、学校からの要望・苦情対応等)について

(キ) 危機管理体制(事故、欠員、トラブル、緊急時の連絡体制等)について

イ 提案価格書

(ア) 提案価格書(見積書)(様式4) 1部

(イ) 価格提案内訳書(A4サイズで様式任意)

(2) 提出期限 令和7年7月23日(水) 午後5時まで

(郵送可。ただし、必着のこと。)

(3) 提出先 豊明市教育委員会学校教育課

(4) 企画提案書作成における注意点

ア 提出書類はA4縦型、横書き、左綴じとすること。

イ 提出部数は7部とする。

1 2 企画提案書の審査

(1) 審査方法

小中学校英語指導助手派遣業務事業者選定委員会により書類審査及びヒアリング審査を実施する。

(2) 書類審査の実施

企画提案書を提出した事業者について、書類審査を行い、ヒアリング審査実

施事業者を決定する。結果は令和7年8月4日（月）に通知する。

（３）ヒアリング審査の実施

書類審査の通過者のみで行う。詳細については書類審査の結果と併せて通知する。

１３ 失格事項として次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）企画提案書に虚偽の記載をした場合

（２）審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

（３）その他、本要領の内容に違反する場合

１４ 審査基準

審査は、次の評価基準に基づき、公平かつ厳正に審査を実施し、業務実施候補者を１社選定する。

〔企画提案評価基準表〕

評価項目	評価内容	評価点
業務に取り組む基本的な考え方	小中学校での児童生徒への英語指導という特殊な業務であるという観点で相応しい考え方であるか。	２０点満点
具体的な実施内容	児童生徒に対して、生きた英語に接する機会を提供し、コミュニケーション能力の向上や国際理解教育の推進を図ることができるか。	２０点満点
業務執行体制	講師の指導力・経験等 講師の事前の教材研究 業者の講師に対する対応・研修等 業者の持っている教材や指導プランの質	２０点満点
業務実績	本業務に関する実績が豊富であり、求められる能力を備えているか。	１０点満点
その他業務実施に必要と考える事項	学校行事や特別活動等の教育活動においても、児童生徒と積極的に交流できるか。	１０点満点
金額	金額の低い順に配点	２０点満点

1 5 その他

- (1) 派遣業務契約等については、豊明市契約規則に基づき、別途協議する。
- (2) 企画提案書の作成と提出、ヒアリング等に要する費用は、提案者の負担とするものとする。
- (3) 参加者からの提出された全ての書類は、本プロポーザルによる業務実施候補者選定以外の目的では使用しない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。
- (5) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 6 問い合わせ・質疑・企画書等提出先

豊明市教育委員会 学校教育課

〒470-1195

愛知県豊明市新田町子持松1-1

TEL : 0562-92-8316

FAX : 0562-93-8105

E-mail : gakyo@city.toyoake.lg.jp